よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日に日本国について効力を生ずる。

（平成二十二年四月十三日付けベルギー王国外務省口上書）

平成二十二年五月十一日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百四十六号

平成二十二年四月二十五日にダッカで、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

○厚生労働省告示第二百十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百四十六号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十二年五月十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

表の上欄中「（目）　子ども手当交付金」を「（目）　子ども手当交付金（項）　業務取扱費（目）　子ども手当市町村事務取扱交付金」に改める。

○厚生労働省告示第二百十三号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第二十五条の十六第二号（第二十八条の二第三項及び第二十九条の二第三項において準用する場合を含む。）並びに第二十八条の二第三項において準用する第二十五条の十六第一号及び第三号の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号等の登録をした旨を公示する件（平成二十一年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第三の表清研―7の項住所及び事業所の所在地の欄中「津浦町三十一番一号」を「幸田二丁目九番二十六号」に改め、同表清研―12の項氏名又は名称及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表清研―22の項住所及び事業所の所在地の欄中「北本町二丁目七番十二号」を「南はりまや町二丁目三番十号」に改め、第六の表貯研―15の項氏名又は名称及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表貯研―21の項住所及び事業所の所在地の欄中「津浦町三十一番一号」を「幸田二丁目九番二十六号」に改め、同表貯研―29の項住所及び事業所の所在地の欄中「富樫二丁目三番十一号」を「森戸一丁目一〇六番地」に改め、同表貯研―34の項を削り、同表に次のように加える。

貯研―41	（貯水槽清掃作業従事者研修）規則第二十八条第五号ロに規定する研修	一般社団法人茨城県貯水槽維持管理協会	茨城県水戸市大場町九九七番地の一	平成二十二年四月五日

第八の表防研―11の項氏名又は名称及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表防研―22の項住所及び事業所の所在地の欄中「富樫二丁目三番十一号」を「森戸一丁目一〇六番地」に改める。

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十五億円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　篠塚保在バングラデシュ大使

バングラデシュ側　ムハンマド・ムシャラフ・ホセイン・ブイヤン財務省経済関係担当次官

平成二十二年五月十一日

外務大臣　岡田　克也

○農林水産省告示第七百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　滋賀県長浜市木之本町川合字川合八四七の四、八四七の八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福島県南相馬市原町区馬場字赤根三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字砥沢一〇〇

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市小筑紫町石原字熊ノハヌ一八六二の一、一八六二の二、字入道一八七三の一、字梅ノ木谷一八七四の一二、一八七四の一五、字馬コロバシ一八七六の一、一八七六の二、一八七六の六、一八七七、字奥五郎畑一八七八、一八七九の一、一八七九の二、一八七九の四から一八七九の一〇まで、字イサイ谷一八九六の一、字クスノ木谷一九〇三の三から一九〇三の五まで、一九〇三の一五から一九〇三の二三まで、字ニガ木一九二七のハ、一九二七のニ、字カチカ谷一九七九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）